

# 西宮市子ども・子育て会議

## 第3回 確認部会

### 会 議 録

■日 時：平成30年3月14日(水)

■場 所：西宮市役所 681会議室

〔午後5時 開会〕

○事務局 お揃いになりましたので、ただいまから西宮市子ども・子育て会議第3回確認部会を開会します。

本日は、ご多忙中にもかかわらずご参集いただきまして、ありがとうございます。  
なお、本日、多田委員はご欠席です。

それでは、進行を部会長にお渡しする前に資料の確認をします。

1点目は、左上をホッチキスどめしている会議次第です。委員名簿、事務局名簿、座席表、子ども・子育て会議運営要綱を添付しています。2点目は、左2点ホッチキスどめの資料集です。

本日の資料は以上ですが、お揃いでしょうか。足りないものがあればお申し出ください。

それでは、部会長、会議の進行をお願いします。

○部会長 皆様、こんにちは。

皆様方には、お忙しい年度末、ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

審議の前に、副部会長の選出を行いたいと思います。

西宮市附属機関条例で「副部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する」とされています。また、その選出に当たっては、同条例であらかじめ部会長の指名した委員とされています。よって、今回、私から藤原委員をご指名したいと思います。藤原委員、いかがでしょうか。

○委員 はい、分かりました。

○部会長 どうもありがとうございます。それでは、副部会長は藤原委員をお願いします。

引き続き、傍聴希望者の確認をします。

子ども・子育て会議と同様に、確認部会も原則公開し、議事録も公表されます。

本日、傍聴をご希望の方はいらっしゃいますか。

○事務局 本日はいらっしゃいません。

○部会長 本日はおられません。今後、傍聴希望の方が来られましたら、随時傍聴を許可することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○部会長 それでは、議事次第に沿って進めます。

まず、報告事項として、「平成30年4月保育所等入所申込状況について」、事務局からご説明をお願いします。

○事務局 資料集1ページをお願いします。

まず、「1.入所申込から結果発表までの流れ(平成29年度実績)」です。

平成30年4月、保育所などの入所申込みについては、1次、2次、最終の3段階あり、1次申込みで入り切らずに空きがあった場合に2次申込みの方が入れる、さらに1次、2次でも残った空き枠に対して最終申込みで申し込んだ方が入れるという仕組みになっています。

まず、1次は11月10日申込みの締切りで、11月17日の集計結果で、どの園にどれぐらい申込みがあるかという表をホームページに公開して、それを参考に、例えば申込みが少ないところに申込みをしようとか、そのような希望先の追加・変更を11月30日まで行いました。ここで1次申込みは完全に締め切りまして、利用調整に入ります。

2次申込みは、11月10日を超えて申込みがあった方になりますが、12月22日に申込締切りをしました。この1次、2次の申込みがあった方をそれぞれ利用調整して、2月5日に結果発表を行いました。

それとは別に、最終申込みの方に関しては、その前の1月31日が申込締切りとなります。

1次・2次申込みの結果発表を2月5日に行い、その時点で空きがある施設などの情報を提供していますので、それをもとに希望先の追加・変更などを行っていただきます。これが2月15日締切りです。この方々と、先ほどの1月31日までに最終申込みをした方を合わせてもう一度利用調整を行い、3月9日ごろと書いていますが、実際は3月5日に結果発表を行いました。

以上が平成30年4月保育所等入所申込みの流れです。

次に、「2.申込状況」です。

去年平成29年4月の申込みは合計2,841人で、平成30年4月の申込合計は2,853人です。これはあくまで申込みがあった全ての数ですが、同じ条件で比べると今年のほうが去年より12人増えています。12人なのでほとんど去年と同じような数になっています。ただ、この申込者数については、引っ越しなどで申込みの取下げもあるのでどんどん減っていく形になっていて、最終的な申込人数に関しては、4月に予定している待機児童の発表のときになります。

申込状況の傾向としては、3歳が特に減って、4歳が特に増えたという傾向です。

説明は、以上です。

○部会長 事務局から平成30年4月保育所等入所申込状況について説明がありました。

ご質問があればお受けしたいと思います。ご質問はございませんか。よろしいですか。

〔発言者なし〕

○部会長 それでは、「議事(1)教育・保育施設及び地域型保育事業の確認(利用定員の設定)」に移ります。

本日は、「確認」の制度概要について事務局から説明を受けた後、利用定員についてご意見を求めたいと考えています。

まず、事務局から「確認」の制度概要について、資料の説明をお願いします。

○事務局 「教育・保育施設及び地域型保育事業の確認(利用定員の設定)」について説明します。

この確認部会は、新たに「確認」を受ける施設の利用定員の設定に関してご意見をいただく場ですが、具体的な案件についてご説明する前に、改めて制度概要を説

明します。

資料集 2 ページの「1）「確認」と確認部会」をごらんください。

まず、前提として、子ども・子育て支援新制度では、市町村が主体となって子育て支援に関する地域のニーズを把握し、そのニーズを満たすために数値目標を設定し、支援施策を供給することが主眼となっています。そのために策定するのが「子ども・子育て支援事業計画」です。

新制度では、幼稚園や保育所などは、開設に当たって、まずそれぞれの法律の規定に基づく職員の配置基準や施設の面積基準を満たしているか、そのほか園を運営する能力があるかどうかなどを審査されます。これが「認可」です。ここで認められた定員を「認可定員」と言います。

「認可」は、基本的には都道府県が行いますが、政令指定都市や中核市では市が認可を行うことができます。

「認可」によって幼稚園や保育所として運営していける基準を満たしていると決まった後、事業者の申請に基づき、子ども・子育て会議にご意見をお聞きしながら、市町村が地域のニーズと実情に合った供給を行うために適切な定員設定を行うのが本日の「確認」です。

ここで「確認」を受けた利用定員に対して、公定価格の定員別の単価が適用され、施設型給付費が支給されます。

本市では、この確認部会を「子ども・子育て会議のご意見をいただく場」として位置づけています。

中段の「(確認部会での意見聴取事項)」として四角で囲っているところをご覧ください。

確認部会では、1、新設の認定こども園・幼稚園・保育所や、小規模保育などの地域型保育事業の利用定員を定めるとき、2、既存の私立幼稚園が新制度の幼稚園に移行する際に利用定員を定めるとき、そして、今回は該当はありませんが、3、他市で確認を受けている地域型保育事業を本市の市民が利用する際に利用定員を定めるとき、この3つの事項について、あらかじめご意見をいただくこととなります。

次に、「2）認可と確認」です。

教育・保育施設、地域型保育事業は、学校教育法や児童福祉法などで定める職員配置基準や保育室・園庭の面積基準などの認可基準、ハード面での基準を満たす必要があるほか、新制度では、子ども・子育て支援法に基づき、利用開始に伴う利用者への説明、同意を得る手続や運営方針など重要事項を定めた運営規定の整備など運営に関する基準、ソフト面での基準を満たす必要があります。

3 ページ上段の表をご覧ください。

「認可」と「確認」を行う主体は、施設等によって異なります。

「確認」は、すべての施設等を市が行います。他方、「認可」は、幼保連携型認定こども園、保育所、地域型保育事業は本市で行いますが、幼保連携型以外の認定こども園や幼稚園の認定・認可は兵庫県が行っています。

次に、下段の「民間保育所、幼保連携型認定こども園を新設する場合の流れ」を

ご覧ください。「認可」と「確認」がどのタイミングで行われるか、流れを例示しています。

現在本市では、「市有地公募型」もしくは「事業者用地確保型」にて募集を行っていますが、まず初めは、保育所の設置・運営法人を公募し、応募してきた運営法人の提案内容について学識経験者で構成する「西宮市保育所等整備審査委員会」で審査し、市が事業者を決定します。さらに、整備する園舎や園庭、配置する職員数などを児童福祉法などで規定する基準に適合しているかどうかを審査し、「認可」することとなります。この際、あらかじめ「社会福祉審議会児童福祉専門分科会」でご意見をいただくこととなります。最後に、子ども・子育て支援法に基づく運営基準に適合しているかどうかを「確認」することとなりますが、設定する利用定員について、あらかじめ「子ども・子育て会議」でのご意見を聞くこととなります。これらを経て、開園・運営がスタートします。

次に、4ページの「3）確認の効力」について説明します。

認定こども園、幼稚園、保育所に対する「確認」の効力は全国に及ぶこととなりますので、本市の市民が他市の例えば認定こども園を利用する場合、本市で「確認」を行う必要はありません。他方、小規模保育事業や家庭的保育事業などに対する「確認」の効力は市区町村内のみに及びますので、本市の市民が他市の地域型保育事業を利用する場合は、本市で改めて「確認」を行う必要があります。

中段の図をご覧ください。

具体的な事例を挙げますと、西宮市民が里帰り出産のため大阪府内のA市の実家に帰省して、産前産後の間、上のお子さんをA市内の施設に預ける場合です。

預け先の施設が認定こども園、幼稚園、保育所の場合は、定員に空きがあるなどの諸条件をクリアする必要がありますが、すぐに入園・入所が可能となります。預け先が小規模保育事業や家庭的保育事業などの地域型保育事業であった場合、定員に空きがあるなどの諸条件をクリアしていたとしても、西宮市の「確認」を受けていなければ、すぐに入園・入所ができません。

このように、西宮市民が他市で地域型保育事業を利用する場合、まずは、A市から「西宮市も確認します」といった同意をもらう必要があるほか、その地域型保育事業からの申請を受け西宮市が「確認」を行う必要があります。このときにも、利用定員を設定し、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聞く必要があります。

こうした制度上の問題から、兵庫県内の市町間では、双方の地域型保育事業を利用する際に必要な「同意」や「確認」の行為は不要とする旨の協定を結んでいます。このことで、西宮市民が兵庫県内の地域型保育事業を利用される場合は、子ども・子育て会議の意見聴取なども不要となります。しかしながら、協定を結んでいない県外の市町村を西宮市民が利用される場合は、中段の図表のような流れが必要となります。

次に、5ページをご覧ください。

「4）利用定員について」、利用定員の基本的な考え方について説明します。

1、各施設・事業者は、4つの区分で利用定員を設定することとなります。具体

的には、1号認定が1区分、2号認定が1区分、3号認定は0歳と1・2歳の2区分に分けて利用定員を設定します。

2、利用定員は、原則、認可定員を超えない範囲で、利用状況を勘案して設定する必要があります。

例えば、3、実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る場合、実際の利用者数や今後の見込みなどを勘案して利用定員を設定します。簡単な図で示していますが、認可定員100人の施設で、これまでの実績と今後の見込数を勘案したところ、利用者数が80人となる場合には、利用定員を80人と設定することとなります。

次に、6ページをご覧ください。

4、先ほどとは反対のケースですが、実際の利用人数が認可定員を超える場合には、認可定員の範囲内で利用定員を定めます。ただし、こうした施設等については、①から②にあるとおり、利用定員を適切に見直し、「確認」の変更を行う必要があります。また、利用実態に応じて認可定員を変更することが必要とされています。これらの見直しが行われず、「確認」した年度から起算して連続する2年度間(2・3号認定については5年度間)で常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均利用率が120%を超える場合には、施設型給付費が減算されるペナルティが科せられることとなります。

下の図で言うと、認可定員100人の施設では利用定員を100人に設定することになりますが、2年度間平均して120人の受入れを継続している場合には、施設型給付費が減算されます。

「確認」の制度概要については、以上です。

○部会長 「確認」の制度概要について事務局から説明がありましたが、ご質問のある方はお願いします。

〔発言者なし〕

○部会長 ご質問なしですね。

引き続き、利用定員の設定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 7ページの「2.利用定員の設定」をご覧ください。

これは、新たに利用定員を設定する施設等、いわゆる新設整備の施設等です。

平成30年4月からは、認定こども園が6園、保育所が2園の計8園が運営開始します。

まず、1～6の認定こども園ですが、今回認定こども園として運営をスタートする6園のうち、1甲子園子ども学舎、2幸和園/南幸和園、3なぎさ保育園、4パドマ・ナーサリースクール、5みどり園保育所の5園が既存の民間保育所から幼保連携型認定こども園に移行する施設であり、1号の受入枠が新たに確保されています。また、6甲東幼稚園は、既存の幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行する施設で、2号の受入枠が新たに確保されています。

次に、7と8が新設の保育所です。

7コペル保育園は、大阪の四條畷市で保育所を運営する社会福祉法人京慈会が上鳴尾町で開設する保育所です。

8 芦原むつみ保育所は、公立の園です。芦原保育所、むつみ保育所の統合園として、芦原町のみやっこキッズパークの横、主に総合教育センターの駐車場があった場所に新たな園舎を建設し開設されます。

8 ページをご覧ください。

これは、既に利用定員を定め、運営している施設ですが、それぞれの事由により利用定員を変更する施設等の一覧です。

こちらについては、子ども・子育て支援法ではあらかじめ子ども・子育て会議の意見を聞かなければならないとされている事項ではありませんが、あわせて報告したいと思います。

1 施設 2 段書きになっていますが、上段が変更前の利用定員、下段が変更後の利用定員です。

まず、9～13が幼稚園です。

9～11が公立で、9 高須西幼稚園、10小松幼稚園、11名塩幼稚園については、それぞれ定員を105名から70名に減員します。

また、12公立鳴尾北幼稚園は休園となります。

13甲子園東幼稚園は、私立の幼稚園で、130人から120人に減員されています。

次に、14～17が保育所です。

14ゆめっこわかば保育園は、ゆめっこ保育園の分園として、久保町の交通公園に開設されます。分園のため、利用定員の変更という形での扱いとなりますが、0～5歳まで合計60人の利用定員が新たに設けられます。

15つぼみの子保育園は、乳児室、ほふく室の面積減少により、24人から20人に減員されています。

16、17は公立の芦原保育所、むつみ保育所で、先ほど7ページで新設園として芦原むつみ保育所について説明しましたが、この統合により16芦原保育所は30人の減員、17むつみ保育所は廃園となっています。

次に、18は、小規模保育事業所のくるみキッズルームこうしえんです。保育室の面積の減少により、5人の減員となっています。

次に、19虹の子保育ルーム、20保育ルームにここ、21保育ルームポニー、22保育ルームkumamaは家庭的保育事業所ですが、4施設とも廃止となっています。

最後に、23西宮わたなべ前浜保育所は、受入体制が充実したことにより定員が増員されています。

次に、9 ページをご覧ください。

市内を13区域に分けた小ブロックごとに、平成29年4月1日時点での入所児童数、入所保留数、そして、説明しました来年度の新設及び定員変更施設についてどのぐらい定員の増減があるかを表に記載しています。

市内全体では137人増となりますが、冒頭で入所申込状況について説明したとおり、昨年度とほぼ同数の申込状況があるため、平成30年4月の待機児童数についてもまだ厳しい結果となると予想しています。

次に、10ページで、今回説明した中で2号・3号の定員増となった施設を白抜き

で地図に落としていますが、点線で囲まれた3施設は平成30年の年度途中で新たに開設される園です。現段階での数字ですが、3施設で合計245人の2号・3号の定員増を予定しています。

なお、来年度途中開設予定の3施設については、今年の夏ごろに改めて確認部会を開催させていただく予定ですので、よろしく願いいたします。

また、平成31年4月を目標に複数園で開設を進めており、待機児童の解消に向け、市として一層努力してまいります。

説明は、以上です。

○部会長 利用定員の設定について事務局から説明がありました。ご意見、ご質問がある方はお願いします。

○委員 家庭的保育事業所が4つなくなるというのは、利用がないなど、何か明らかな理由があるのですか。

○事務局 4事業所のうち、2園が自園での給食調理ができないという事由、もしくはその意向がないということ、1園は、家庭的保育事業者の方がご高齢なので事業を廃止されたということ、もう1園については、実際に運営している園の築年数が古く老朽化したためだと確認しています。

○部会長 家庭的保育は待機が多い1・2歳の子を見てくれていると思いますが、全般では新設園ができて定員が増えるみたいですが、影響はあったのでしょうか。

○事務局 4事業所の中で平成30年3月31日で閉所されるところが3カ所、21の「保育ルームポニー」は、年度途中の平成29年10月17日まで保育されて、18日に廃止の確認となっています。

○部会長 ここに在園していた子たちは、無事転園先は決まったのですか。

○事務局 廃園になる場合は、必ず行き先は決める形で行っていますので、行くところがないということはありません。

ただ、人数が減るので、影響がないかと言われると、ないことはないと思いますが、その分新設園も建てているので、トータルで減っているわけではありません。

○委員 15のつぼみの子保育園と18のくるみキッズルームこうしえんは、乳児室・ほふく室面積減少あるいは保育室面積減少による定員減とありますが、どういう状況でこういう減少になるのでしょうか。

○事務局 つぼみの子保育園については、現状0～3歳をお預かりいただいておりますが、3歳が卒園された後に行き場所がなく、自園で引き続き預かるために年齢要件を拡大されました。それに伴い、当然必要な面積が変わりますので、利用定員が変わってきたことによるものです。

○事務局 くるみキッズルームこうしえんは、募集当時と部屋の使い方が変わってきており、保育指導の中で、これでは保育室の面積としては狭くなっているとの判断があり、事業者ともお話し合いをした上で、定員減にさせていただいております。

○部会長 ほかはいかがですか。大丈夫ですか。

〔発言者なし〕

○部会長 では、本日の議事については、ここまでとさせていただきます。



最後に、事務局から連絡事項はありますか。

○事務局 本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

本日の議事の中でも説明しましたが、来年度は年度途中に開設の園が幾つかあることから、開設前にまた確認部会を開催させていただきますので、よろしく願いします。

子ども・子育て会議についても、開催が決まり次第、日程調整のご連絡をさせていただきます予定です。

事務局からは以上です。

○部会長 それでは、本日は終了します。

皆様、どうもありがとうございました。

〔午後5時28分 閉会〕

## 【委員出席者名簿 4名】

## 【事務局出席者名簿 10名】

| 所属団体・役職名等            | 氏名    | 所属・役職             | 氏名    |
|----------------------|-------|-------------------|-------|
| 株式会社チャイルドハート 代表取締役社長 | 木田 聖子 | 子供支援総括室長          | 川俣 均  |
| 西宮市私立幼稚園連合会 理事長      | 田村三佳子 | 子供支援総括室参事(計画推進担当) | 安福 聡子 |
| 西宮市保育協議会 会長          | 藤原 和子 | 児童施設整備課長          | 山本 大介 |
| 甲南大学マネジメント創造学部 教授    | 前田 正子 | 子育て事業部長           | 伊藤 隆  |
|                      |       | 子育て事業部参事(保育指導担当)  | 田中 玲子 |
|                      |       | 保育幼稚園事業課長         | 西村 聡史 |
|                      |       | 保育入所課長            | 玉田 淳  |
|                      |       | 保育幼稚園支援課長         | 久保田和樹 |
|                      |       | <b>【教育委員会】</b>    |       |
|                      |       | 学校改革部長            | 津田 哲司 |
|                      |       | 学校改革推進課長          | 岩本康裕  |